

第 20 号

発行元: 大阪市環境局

令和6年2月1日現在の活動団体数	
資源集団回収団体	2500
コミュニティ回収団体	124

BACK NUMBER
バックナンバー
これまで発行したものを
ご覧いただけます



ひろげよう地域コミュニティの輪!!

コミュニティ回収通信

団体名や代表者など届出事項に変更が生じる場合は、変更の日から10日以内
にお住いの行政区を担当する環境事業センターまで変更届出書を提出してください。

コミュニティ回収
資源集団回収

実績報告にかかるとご準備を

令和5年度(R5 4/1~R6 3/31) 活動分

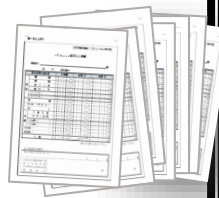
年間実績報告兼奨励金支給申出書等の提出依頼文が到着してから令和6年4月30日までの約1ヶ月間は、コミュニティ回収と資源集団回収の実績報告の期間です。団体の皆さまの実績報告の集計事務がスムーズに進むように、事前に再生資源事業者からの取引伝票の整理や奨励金の振込口座の準備をお願いします。なお、例年、記載誤り等により奨励金の振込が遅くなる事例が出ています。振込不能をなくすためにも通帳等のコピーの提出にご協力をお願いします。



今から準備できるもの

1. 令和5年4月~令和6年3月末までの「取引伝票」

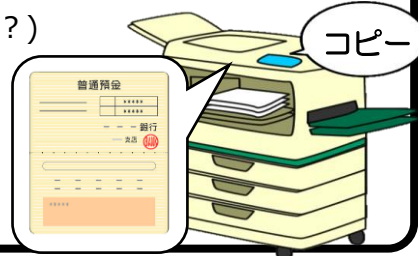
- ☒ 事業者の押印はありますか？
(氏名又は代表者氏名の記入もれはありませんか?)
- ☒ 団体名は届出の団体名と完全一致していますか？
- ☒ 取引伝票に修正がある場合、事業者による訂正印はありますか？



2. 奨励金を振込む「通帳のコピー」

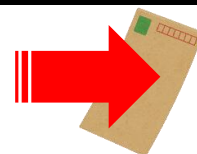
- ☒ 通帳のコピーは表紙ではなく1ページ目の見開きをコピーしてください。(団体名と口座名義の相違はありませんか?)

振込が完了するまで
口座の名義変更は
しないでください。



Q. 年間実績報告書兼奨励金支給申出書等は、いつ届くの？

A. **令和6年4月初旬**に、届出いただいている各団体の代表者様（または指定いただいている送付先）あてに、コミュニティ回収または資源集団回収の年間実績報告兼奨励金支給申出書等の提出依頼を送付させていただきます。



Q. 再生資源事業者からもらった取引伝票の団体名が少し違うけど、そのまま申請しても問題はない？

A. 取引伝票に記載された団体名が少しでも異なる場合は、**受付できません**。必ず事前に再生資源事業者と調整のうえ、正しい団体名の伝票を発行してもらってください。

※例「大阪3町会」≠「大阪三町会」「ルシアス・マンション管理組合」≠「ルシアスマンション管理組合」

コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	東北環境事業センター	☎ 6323-3511	西区・港区・大正区	西部環境事業センター	☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区			東成区・生野区	東部環境事業センター	☎ 6751-5311
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	☎ 6477-1621	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター	☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259